

メタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジックについて

①桁まるめの方法

数値データで丸めを行う必要がある場合にはどの項目においても四捨五入により指定された桁数にするものとする。

桁数の情報は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」付属資料7のp7の表「健診結果・質問票情報」の備考欄に「小数点以下〇桁」に従う。

小数点以下の取り扱いの記載がない項目は、整数値である。計算によって整数値化する場合にも上記のルールに従い、小数以下1位の桁まで計算し四捨五入により整数値化すること。

②小数点以下の桁の値がゼロの場合、あるべき桁が存在しない場合の取扱い

ファイル作成側:

小数点以下n桁の指示がある場合にその桁の数値が0である場合には、0を出力する必要はない。

例)身長180.0cmの場合、180と出力してもよい。

ファイル受理側:

小数点以下n桁の指示があるにもかかわらずn未満の桁数しか存在しないデータを受理した場合には、その桁の値は0であったとみなして処理を行うこととし、返戻扱いとはしない。またある時点までの厚労省資料においてHbA1c(NGSP値)の一部で小数点以下2桁と指定されている項目があったが、この場合に限り作成側は小数点1以下1桁で出力してもよいことになっているので、これについても異常データとはしない。

例)身長のデータとして180.0と格納されているべきところに180とだけ格納されている場合には、180.0と格納されていたとして処理を行う。

事業主健診(労働安全衛生法および学校保健法に基づく健診)等、他の制度に基づく健診においては、数値データの形式(小数点以下の桁数)についての制限等は無いことから、小数点以下n桁を超える数値データを受理した場合も異常データとはしない。ただし、作成側と受理側とで個別に合意されている場合はこの限りではない。

③検査結果が別表に示された桁数を超えた場合の取扱い

測定値が入力範囲上限・下限に達した場合の測定値の記載のように、以下のルールを用いて記述を行う。

測定値が最大バイト長(*1)の表現範囲を超えた場合は、表現範囲の最大値を記載する。

*1)XML用特定健診項目情報(電子的な標準様式の仕様に関する資料 付属資料2)の「文字列換算(全角2バイト、半角1バイト)時の最大バイト長」、「数値型の場合の形式」を参照のこと。「数値型の場合の形式」が、「NNNNN」ならば、「99999」を記載する。

検査装置からの出力が装置の測定範囲内を示している場合の運用であり、検査装置の測定限界を超えた異常な値を示した場合は、「特定健診の電子的なデータ標準様式特定健診情報ファイル仕様説明書Version 2」3.3.2.3.5の測定不能の記述を行うこと。

④欠損値の基本的な考え方

必須とされている項目については、当該検査項目コードが出現していなければ欠損として取り扱われる。検査項目コードが出現していたとしても、未実施として報告されているのであれば、欠損として取り扱われる。

問診における必須項目について未回答の場合の記述であるが、空欄であった以上、実施機関が独自に値を設定することは許されない。したがって、未実施または判定不能を用いて記述することになり、欠損値として取り扱われることになる。このような事態を防ぐためには、手引き等に記載されるように、問診票の工夫や医師面談時に空欄であれば聞き取りを行う等、運用面において工夫を凝らすことも重要である。

計測行為		本仕様上の記載	メタボリックシンドローム判定・指導レベル等への利用	欠損値
実施	数値型:記述範囲外	9埋め+H	○	非欠損
	数値型:入力上限以上	値+H	○	非欠損
	数値型:入力範囲内	値	○	非欠損
	数値型:入力下限以下	値+L	○	非欠損
	コード型:データあり	コード値	○	非欠損
	生理等により尿検査除外等	測定不能	×	非欠損
	喫煙・服薬問診未回答 検体破損 機器の測定限界外	測定不能	×	欠損扱い
未実施	未実施	×	欠損扱い	
計測実施の有無にかかわらず、必須項目において当該項目コードが未出現			×	欠損扱い

⑤判定値の変更について

本仕様書 (Version2) より、メタボリックシンドローム判定及び保健指導レベル判定における判定の値が変更となるが、下表の通り、糖尿病診断基準 (糖尿病学会) の変更を基にする変更と、HbA1cの国際標準化 (JDS値からNGSP値への変更) を基にする変更の2つの観点があることに留意すること。

	糖尿病診断基準 (糖尿病学会) の値の変更	HbA1cの国際標準化に伴う値の変更	特定健康診査における値の変更	新しい判定閾値
メタボリックシンドローム判定	+0.1%	+0.4%	+0.5%	6.0%
保健指導レベル判定	±0%	+0.4%	+0.4%	5.6%

⑥判定において欠損値がある場合の判定の考え方

判定結果が確定せず、追加情報(リスク群)の発生によりよりリスクの高いレベルと判定される可能性のある場合は、一旦「判定不能」として取り扱う。ただし、支払基金への報告時点においても不足情報が入手出来なかった場合は、その時点で入手できている情報から算出される判定結果を報告する必要がある。参考までに、保健指導レベル判定における、確定リスク数と欠損による未確定リスク数の関係を下に示す。

<腹囲が基準以上の場合>

該当 確定リスク数 \ 未確定 リスク数	0	1	2	3	4
0	情	不	不	不	不
1	動	不	不	不	
2	積	積	積		
3	積	積			
4	積				

情:「情報提供レベル」 動:「動機づけ支援レベル」 積:「積極的支援レベル」 不:判定不能

<腹囲が基準未満かつBMIが25以上の場合>

該当 確定リスク数 \ 未確定 リスク数	0	1	2	3	4
0	情	不	不	不	不
1	動	動	不	不	
2	動	不	不		
3	積	積			
4	積				

情:「情報提供レベル」 動:「動機づけ支援レベル」 積:「積極的支援レベル」 不:判定不能

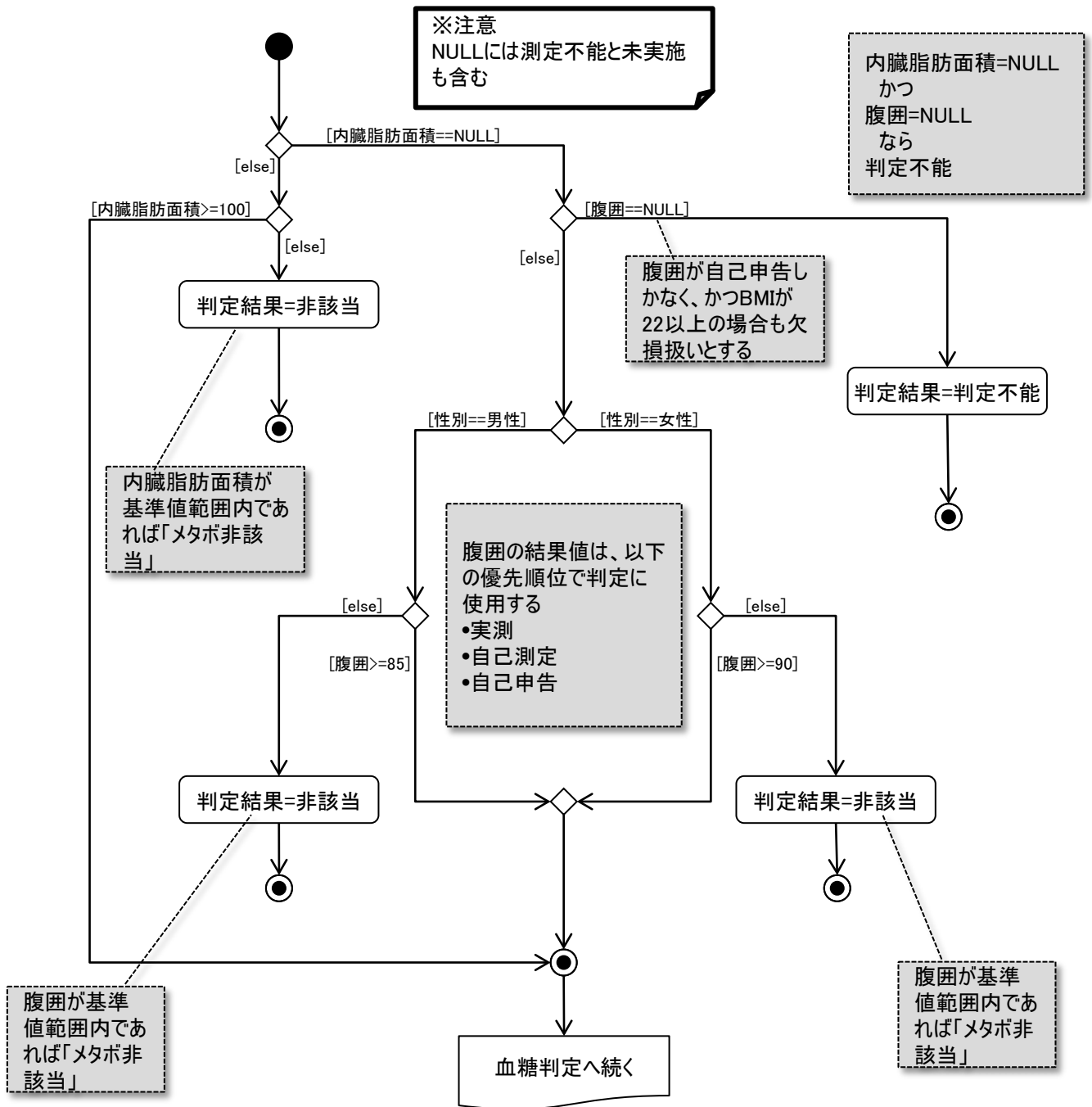
ただし、喫煙におけるリスクについては、回答があった場合でも血糖・血圧・脂質にて未確定リスクがある場合は、リスクが確定しないことを考慮する必要がある。

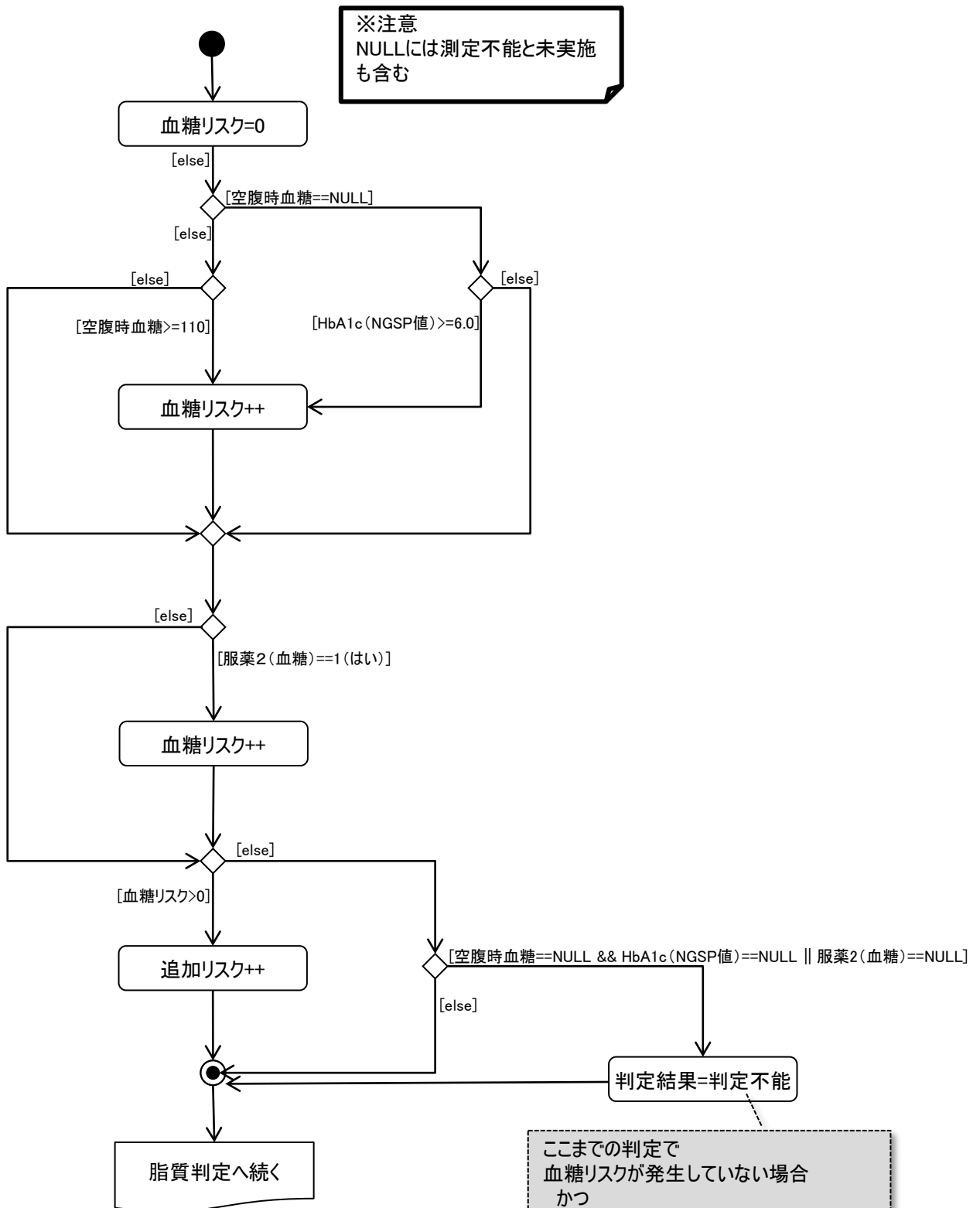
「動機づけ支援レベル」か「積極的支援レベル」かが確定せず、「判定不能」となるケースにおいて、65歳以上の場合は、「動機づけ支援レベル」に確定すると考えることも可能であることから、そのように判定をすることも可能とする。(65歳以上であり、かつ太文字の「不」に相当する場合。)

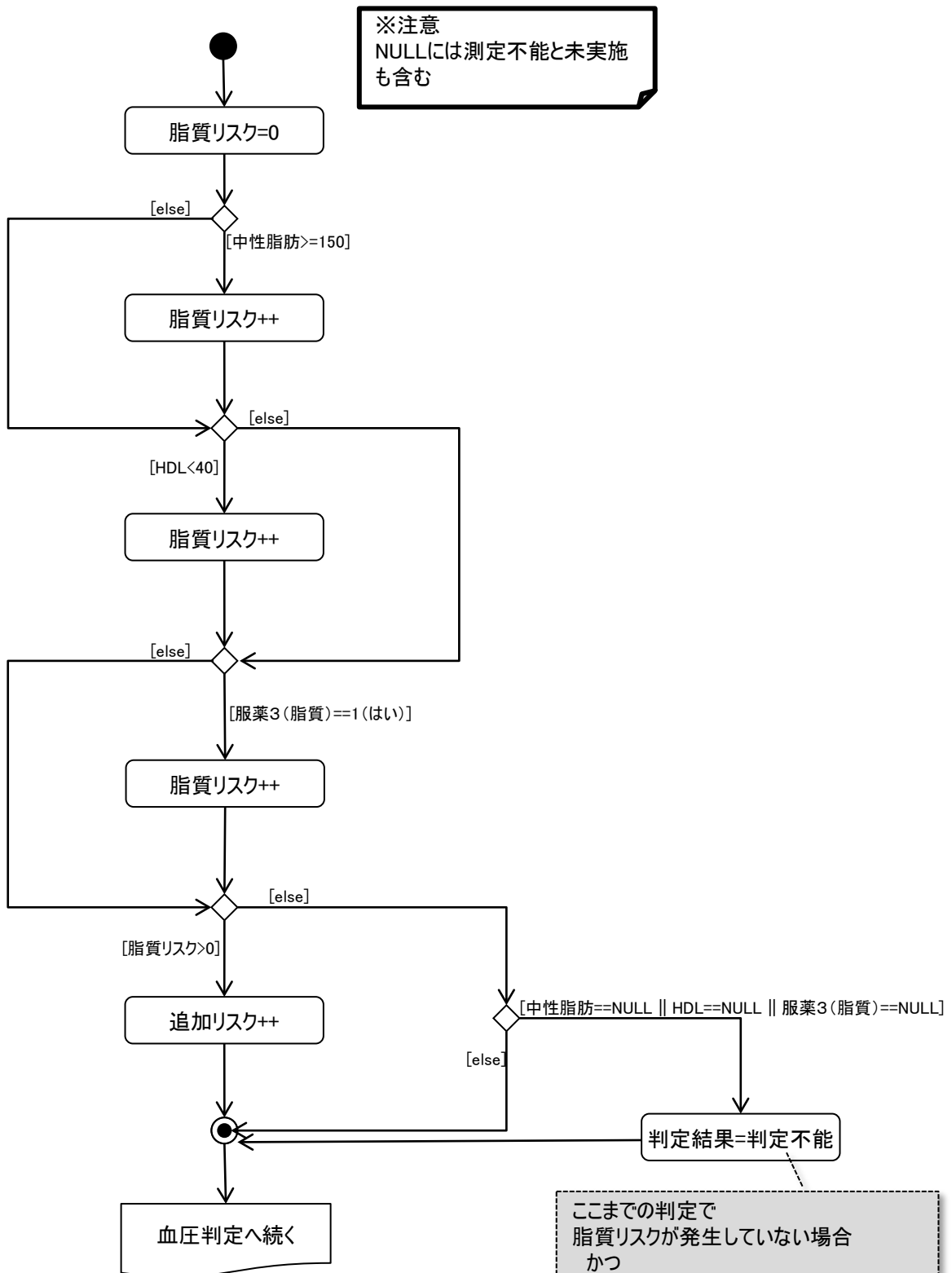
また、「動機づけ支援レベル」か「積極的支援レベル」かが確定せず、「判定不能」となるケースにおいて、少なくとも「動機づけ支援レベル」以上に確定すると考えられる場合、保健指導を行うことができる。ただし、国への報告時点において確定した保健指導レベルと実際に実施された保健指導内容がレベル的に異なる場合、次のように取り扱う。積極的支援対象者と確定した者に対して、動機づけ支援を行った場合、保健指導終了者としてカウントすることはできない。動機づけ支援対象者として確定した者に対して、積極的支援を行った場合、動機づけ支援の保健指導終了者としてカウントすることができる。

次ページより、欠損値を考慮した際の判定のフローの例を示す。上記要件を満たしていれば、次に示すフローに従わなくともよい。また、欠損値が存在しない場合においては、次ページのフローに従う必要はなく、HbA1c(NGSP値)による判定基準値の修正を除き、従来の処理に従うものとする。

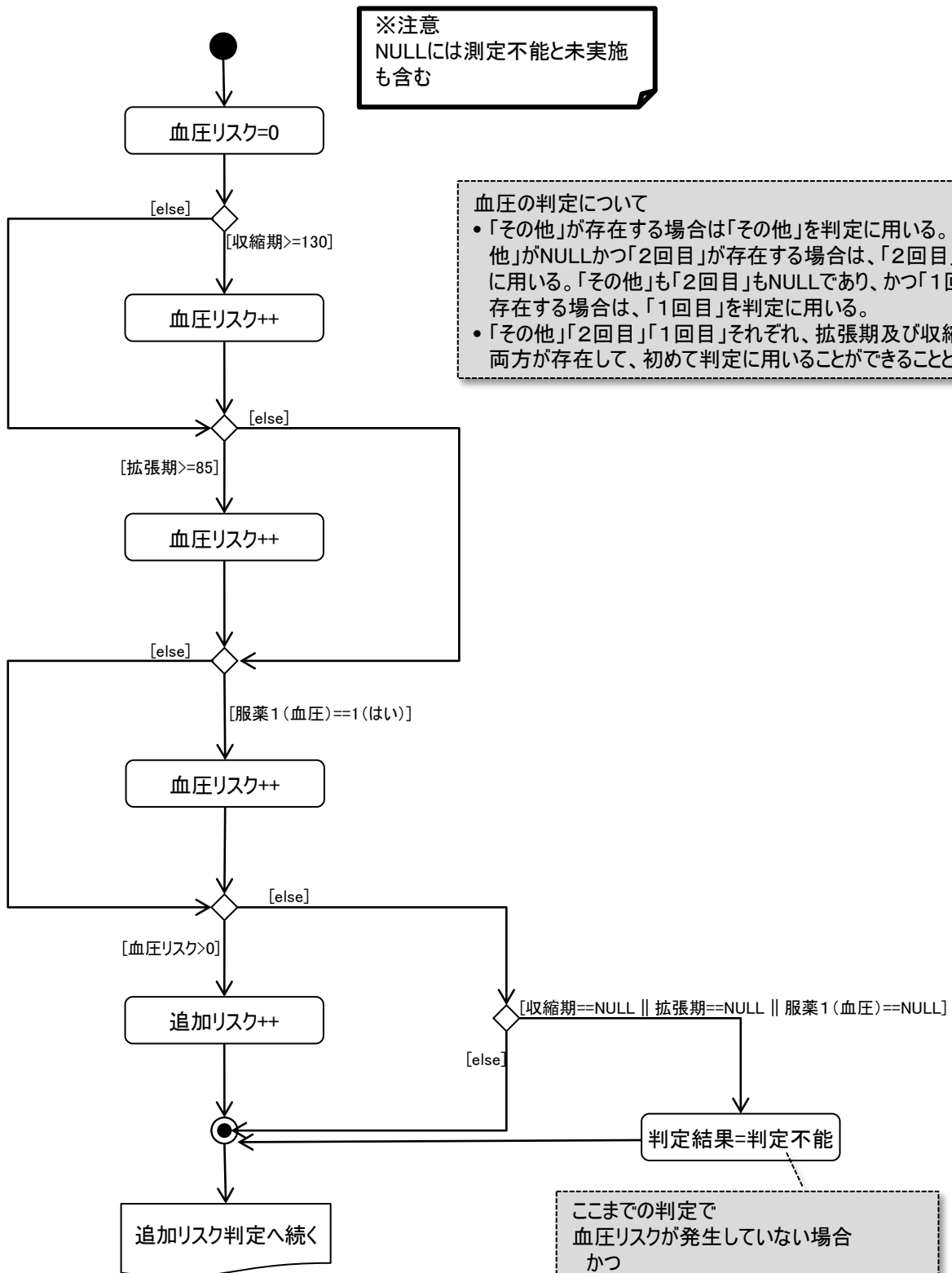
メタボリックシンドローム判定1 (内臓脂肪面積 & 腹囲判定)







ここまでの判定で
脂質リスクが発生していない場合
かつ
脂質で欠損値がある場合
↓
欠損値が判明することで追加リスクが変動する可能性があるので判定不能にする

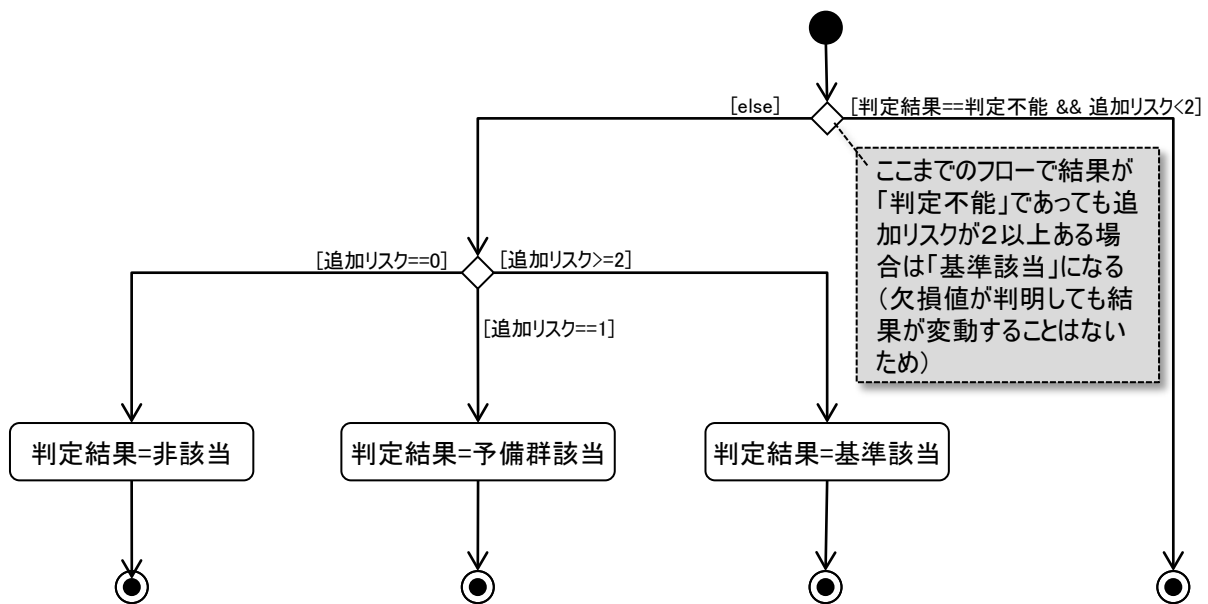


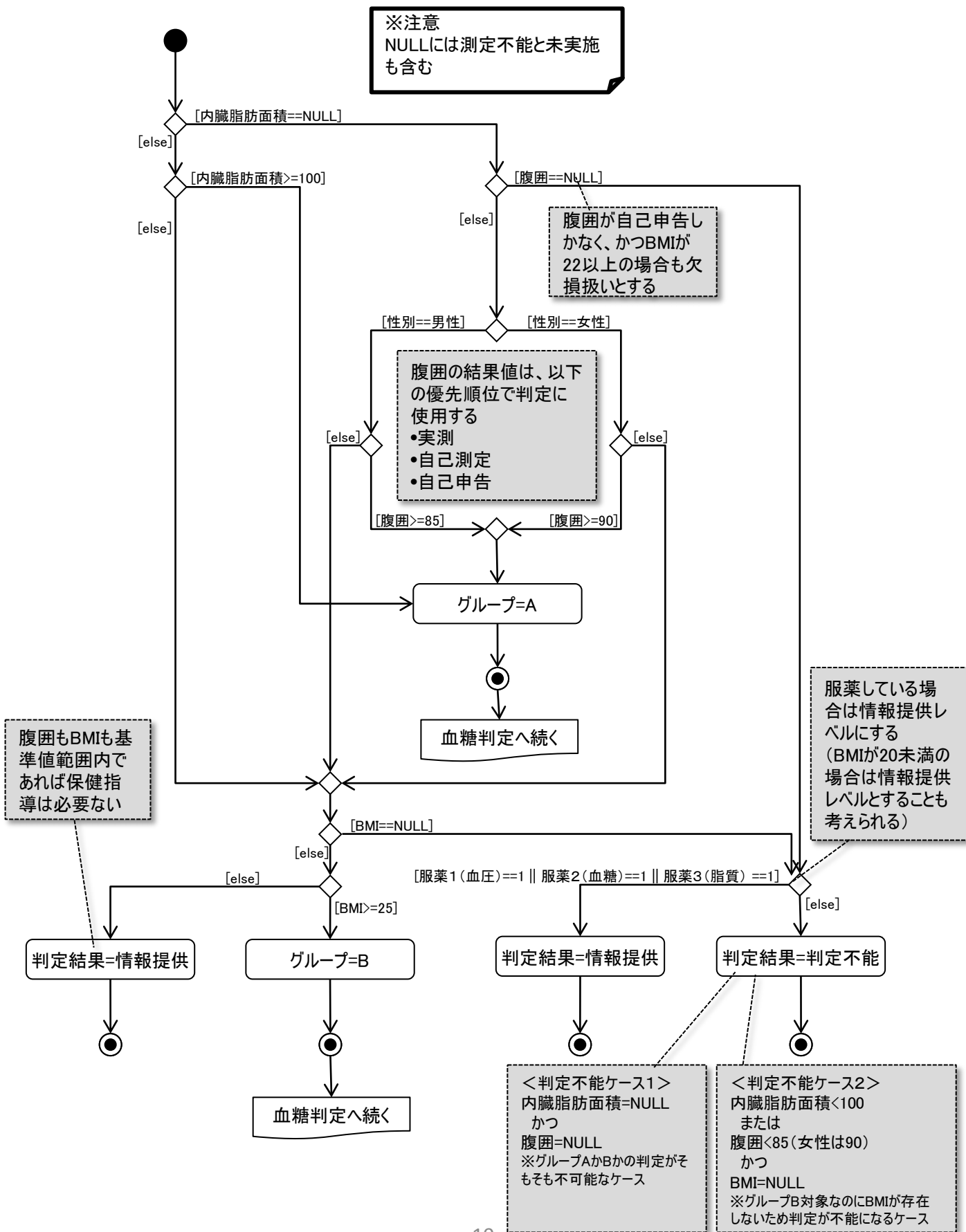
※注意
NULLには測定不能と未実施
も含む

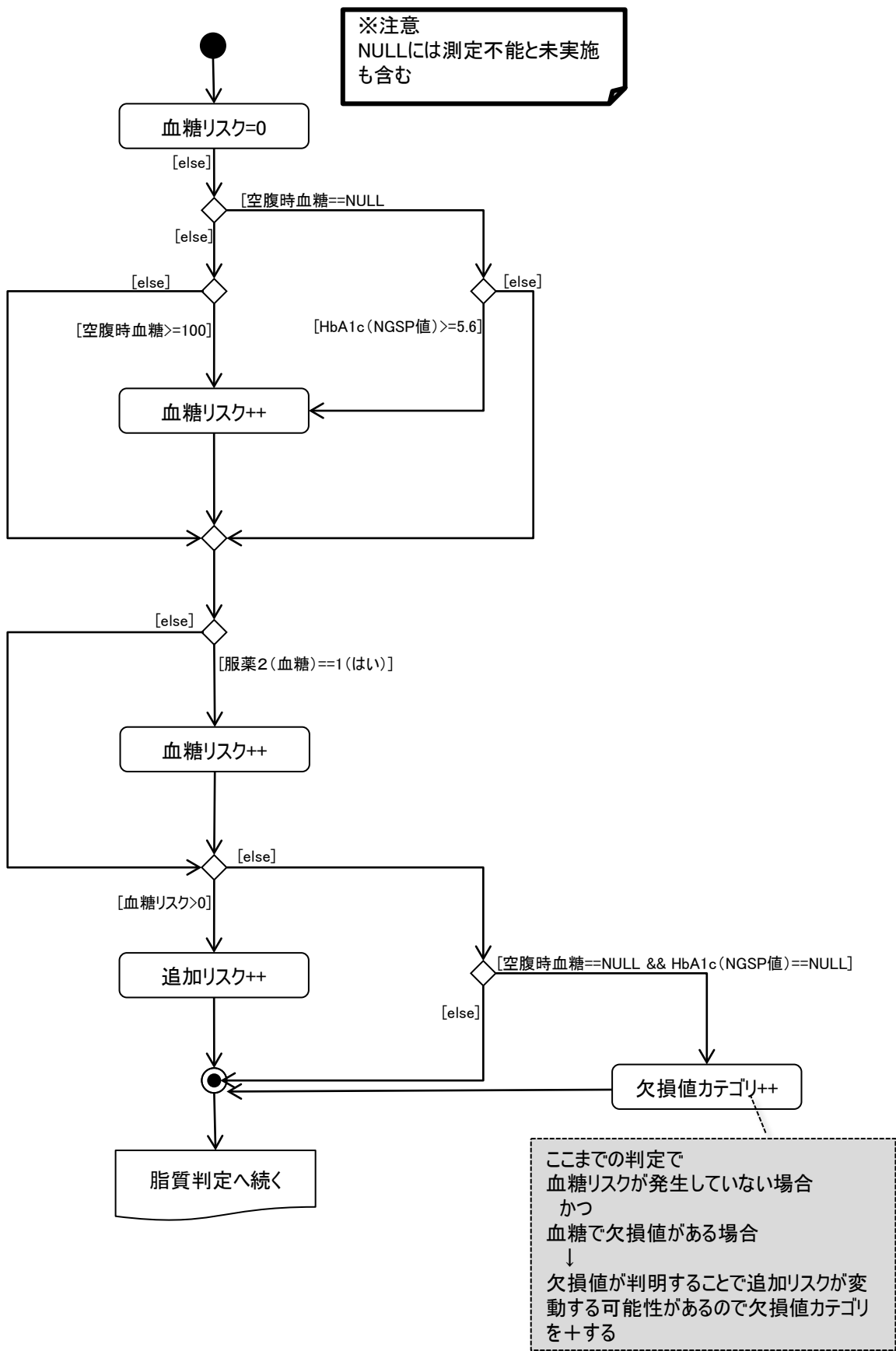
血圧の判定について

- 「その他」が存在する場合は「その他」を判定に用いる。「その他」がNULLかつ「2回目」が存在する場合は、「2回目」を判定に用いる。「その他」も「2回目」もNULLであり、かつ「1回目」が存在する場合は、「1回目」を判定に用いる。
- 「その他」「2回目」「1回目」それぞれ、拡張期及び収縮期の両方が存在して、初めて判定に用いることができることとする。

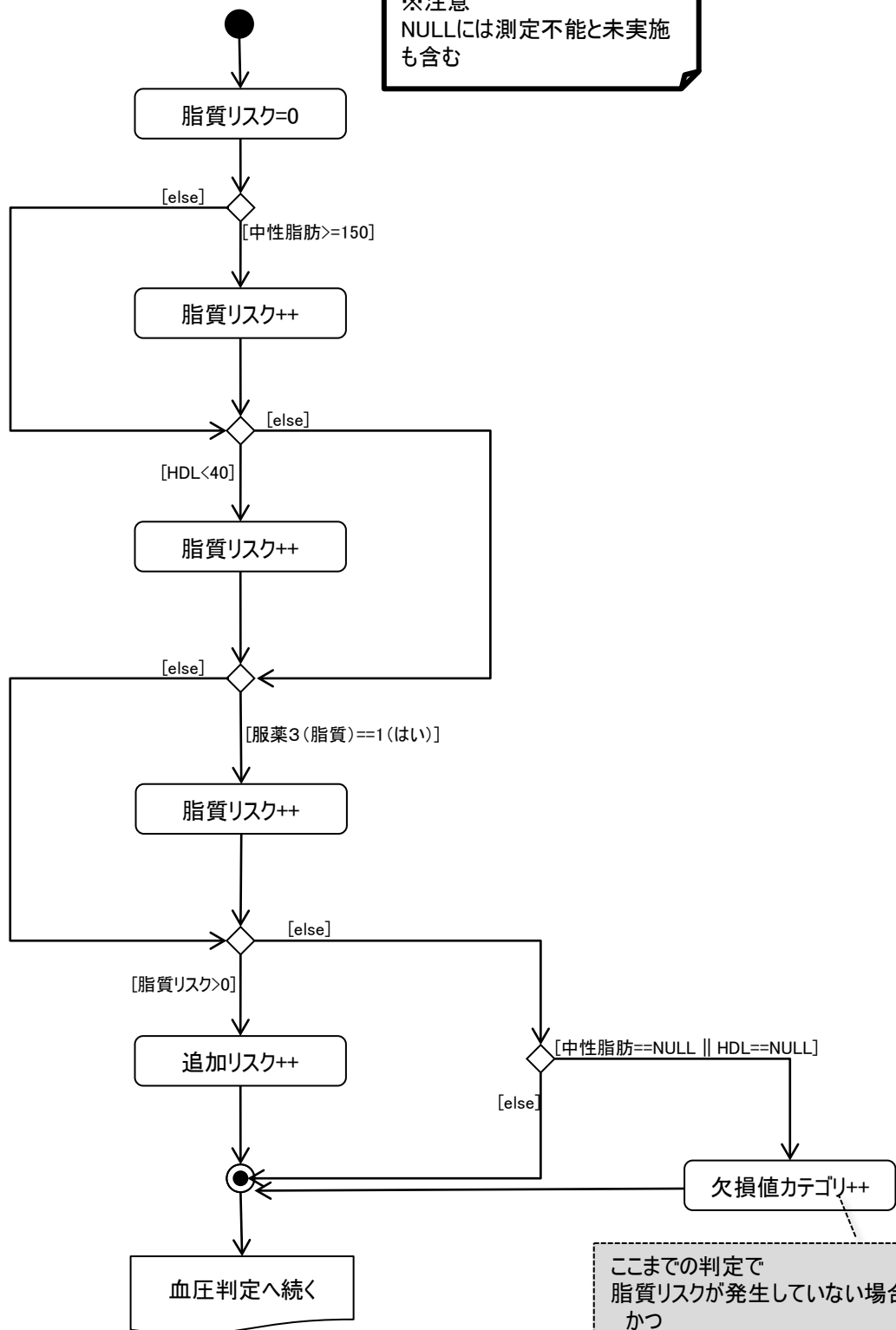
ここまでの判定で
血圧リスクが発生していない場合
かつ
血圧で欠損値がある場合
↓
欠損値が判明することで追加リスクが変動する可能性があるので判定不能にする







※注意
NULLには測定不能と未実施
も含む

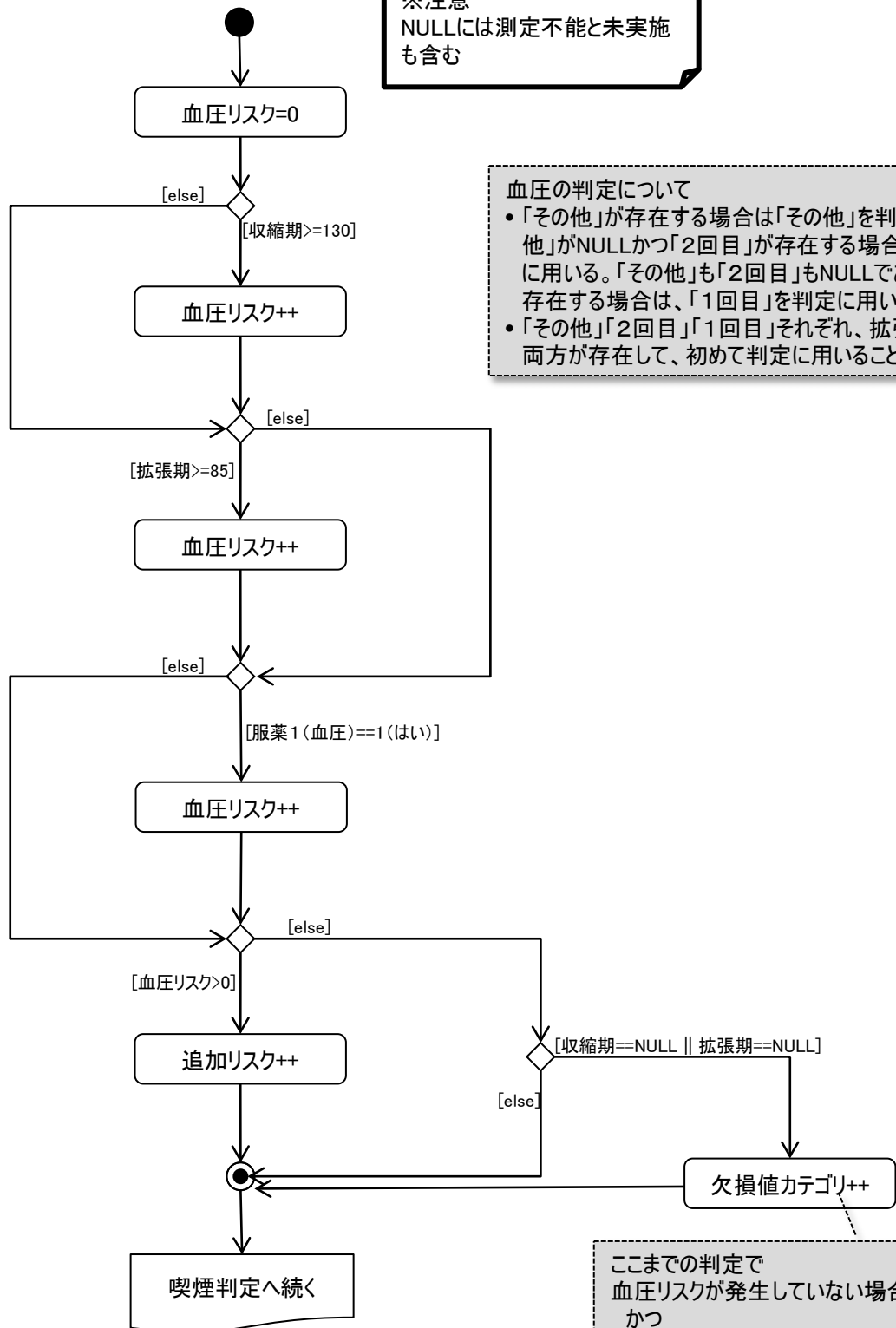


ここまでの判定で
脂質リスクが発生していない場合
かつ
脂質で欠損値がある場合
↓
欠損値が判明することで追加リスクが変動する可能性があるため欠損値カテゴリを+する

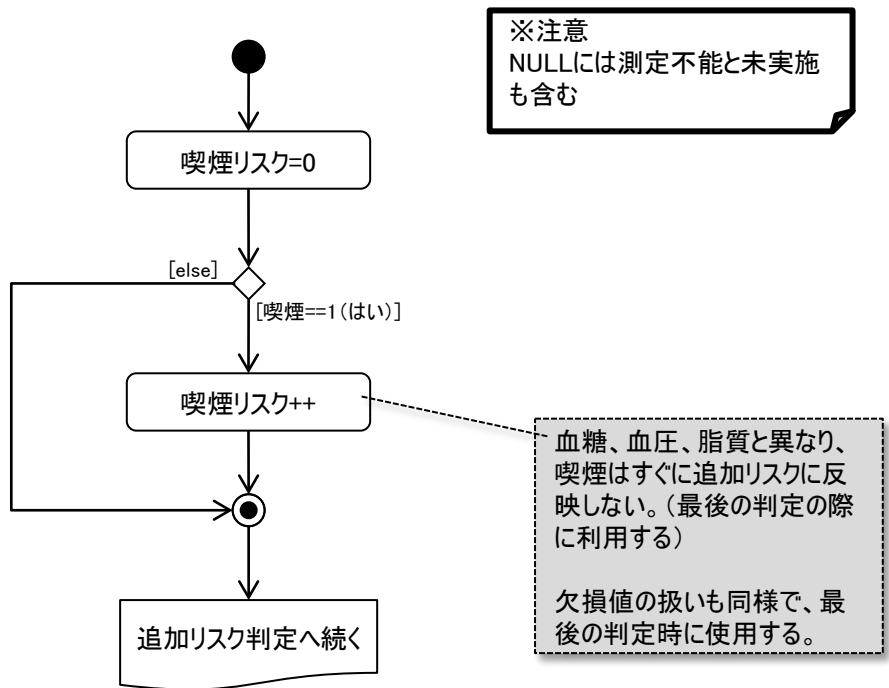
※注意
NULLには測定不能と未実施
も含む

血圧の判定について

- 「その他」が存在する場合は「その他」を判定に用いる。「その他」がNULLかつ「2回目」が存在する場合は、「2回目」を判定に用いる。「その他」も「2回目」もNULLであり、かつ「1回目」が存在する場合は、「1回目」を判定に用いる。
- 「その他」「2回目」「1回目」それぞれ、拡張期及び収縮期の両方が存在して、初めて判定に用いることができることとする。



ここまでの判定で
血圧リスクが発生していない場合
かつ
血圧で欠損値がある場合
↓
欠損値が判明することで追加リスクが変動する可能性があるため欠損値カテゴリを+する



保健指導レベル判定6 (追加リスク判定)

<欠損値カテゴリとは>

その判定カテゴリ(血圧/脂質/血糖)で判定基準値を超える(追加リスクが+1になる)項目が1つもなく、かつ1つ以上の欠損値が存在するカテゴリ(通常は判定不能になるもの)

<判定不能の扱いについて>

欠損値が判明することによって、判定結果が変わる可能性がある場合は、「判定不能」とする

